

## 住宅の品質確保の促進に関する法律の評価等級表

&lt; 日本住宅性能表示基準より &gt;

	No	評価項目	評価事項	等級	備考
1 構造の安定に関すること	1-1	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ		本施設の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 建設大臣官庁 官庁営繕部監修」の下記の分類による。 耐震安全性の分類 構造体 類 建築非構造部材 B類 建築設備 乙類
	1-2	耐震等級(構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
	1-3	耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止))	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
	1-4	耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、倒壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ		
	1-5	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んである常時作用する荷重に対し抵抗しうる力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法		
	1-6	基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長		
2 火災時の安全に関すること	2-1	感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期覚知のしやすさ	3	
	2-2	感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	3	
	2-3	避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策	2	
	2-4	脱出対策(火災時)	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	対策必要	
	2-5	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	2	
	2-6	耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による熱を遮る時間の長さ	4	

関3 劣化 こと 軽減 に	3-1	劣化対策等級(構造躯体等)	構造躯体に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度	3	環境対策・省エネ対策
慮4 に維 持管 理へ の配	4-1	維持管理対策等級(専用配管)	専用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	2	
	4-2	維持管理対策等級(共用配管)	共用の給排水管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	2	
関5 す温 熱環 境に	5-1	省エネルギー対策等級	暖冷房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度	3	
6 空気 環境 に関 する こと	6-1	ホルムアルデヒド対策(内装)	居室の内装材として使用される特定木質建材からのホルムアルデヒドの放散量の少なさ	3	
	6-2	全般換気対策	住宅全体に必要な換気量が確保できる対策	対策必要	
	6-3	局所換気設備	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備	対策必要	
す7 光 こと 視 環境 に関	7-1	単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合	設定なし	
	7-2	方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率	設定なし	

8 音環境に関すること	8-1	重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度	5	
	8-2	軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度	4	
	8-3	透過損失等級(界壁)	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度	3	耐火遮音間仕切り(戸境壁:乾式)+金属板貼仕様(隣戸からの穴あけ防止)
	8-4	透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度	3	水密度・気密度・耐風圧(ガラスも関係する)サッシ見込み
9 関すること 高齢者等への配慮に	9-1	高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度	2	
	9-2	高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のための必要な対策の程度	4	